

(屋内消火栓設備に関する基準)

**第34条の6** 次の各号に掲げる防火対象物には、屋内消火栓設備を設けなければならない。

- (1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でした防火対象物にあっては3,000平方メートル以上、特定主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でした防火対象物にあっては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあっては1,000平方メートル以上のもの
- (2) 令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のものの（主要構造部が不燃材料で造られているもので、5階以上の階の床面積の合計が150平方メートル（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものにあっては300平方メートル）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計150平方メートル（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものにあっては300平方メートル）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。）
  - 2 前項の規定により設ける屋内消火栓設備は、令第11条第3項及び第4項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。
  - 3 第1項又は令第11条第1項及び第2項の規定により設ける屋内消火栓設備（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「施行規則」という。）第12条第1項第4号の規定により屋内消火栓設備の非常電源を自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備としたものを除く。）のうち、次の各号に掲げる防火対象物に設けるものに附置する非常電源は、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備を設けなければならない。
    - (1) 地階を除く階数が11以上で延べ面積が3,000平方メートル以上のもの
    - (2) 地階を除く階数が7以上で延べ面積が6,000平方メートル以上のもの
  - 4 第1項又は令第11条第1項及び第2項の規定により設ける防火対象物の屋内消火栓設備には、その屋上に1以上の放水口を設けなければならない。

## 【解釈及び運用】

- 1 本条は、令第 11 条に定める防火対象物以外の防火対象物に対しての技術上の基準を規定したものである。
- 2 第 1 項第 1 号の規定は、複合用途の防火対象物に係る基準であり、当該防火対象物の構造及び内装により区分し、床面積によってその設置対象を次とおりとしたものである。
  - (1) 特定主要構造部（建築基準法第 2 条第 9 号の 2 イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ）を耐火構造とし、かつ、壁及び天井（天井がない場合にあっては屋根。以下同じ）の室内に面する部分の仕上げを難燃材料で施工したもので、延べ面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上のもの
  - (2) 特定主要構造部を耐火構造としたもので、延べ面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上のもの。
  - (3) 主要構造部を建築基準法第 2 条第 9 項の 3 イ又はロに規定する準耐火構造のもので、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料で施工したもので、延べ面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上のもの。
  - (4) 前(1)、(2)及び(3)以外の構造又は施工方法によるもので延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上のもの。
- 3 第 1 項第 2 号の規定は、令別表第 1 各項に該当する防火対象物で、地階を除く階数が 5 以上のものに対する屋内消火栓設備の設置基準を定めたものである。ただし、5 階以上の階の床面積の規模、構造又は、区画等が次に掲げる各号のいずれかに適合する場合は、当該規定は適用されないものである。
  - (1) 特定主要構造部が耐火構造又は主要構造部が不燃材料で施工されているもので、5 階以上の階の床面積が 150 m<sup>2</sup>以下のもの。
  - (2) 特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料で施工されているもので、5 階以上の階の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>以下のもの。
  - (3) 特定主要構造部が耐火構造で、5 階以上の床面積の合計 150 m<sup>2</sup>以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているもの。
  - (4) 特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料で施工したもので 300 m<sup>2</sup>以内ごとに前(3)と同様な区画がされているもの。
- 4 第 2 項の規定は、本条により設置する屋内消火栓設備の技術上の基準について、令第 11 条第 3 項及び第 4 項の規定を包括的に準用することを定めているものである。
- 5 第 3 項の規定は、地震等災害時における電源確保の必要性から施行規則第

12 条第 1 項第 4 号において非常電源専用受電設備の設置が認められる防火対象物であっても、一定規模以上の防火対象物に設ける屋内消火栓設備の非常電源は、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備とするよう規定したものである。

6 第 4 項の規定は、屋内消火栓設備を設置する防火対象物の屋上に放水試験及び自衛消防隊等の行う放水訓練用として放水口を設けなければならないと規定したものである。なお、他の放水口又は屋内消火栓設備により有効に放水試験及び訓練が行える場合は、条例第 34 条の 17 の規定により、放水口の設置を省略することができるものとする。

また、当該放水口は、火災時に使用することを想定したものではないことから、表示灯の設置は必要ない。

7 本市における屋内消火栓設備の設置及び維持に係る技術上の審査基準については、「消防用設備等 事務処理基準・設置審査基準」の屋内消火栓設備の頁を参照すること。（千葉市消防局公式ホームページに掲載）